

農村価値の創生に関する特別決議

令和元年 11 月 27 日

全国町村長大会

農村価値の創生に関する特別決議

中山間地域を含む農村地域は、食料の供給や水源の涵養、国土の保全などの国民生活に欠くことのできない役割のほか、これからの時代において、「少子化に抗する砦」「再生可能エネルギーの蓄積」「災害時のバックアップ」「新たなライフスタイル、ビジネスモデル提案の場」等の新たな可能性を持っている。

今後、農業・農村を取り巻く環境が急激に変化していくなかにあって、我々全国の町村は、「農業の発展」と「農村の振興」のバランスをとりながら、農村の有する持続可能性を追求し、多様な主体が希望を持って活躍できる地域社会を次世代に継承することこそが、令和新時代の国づくり及び都市・農村共生社会の実現につながるものと確信している。

国においては、現在、次期「食料・農業・農村基本計画」の策定を進めているところであるが、全国町村の総意として、以下の項目について、特段の積極的な対応を求めるものである。

- 一 農村における「人」と「土地」に関わる取組みや各般にわたる農業・農村政策について、これらを「農業の発展」「農村の振興」「多面的機能の発揮」の3つの視点で連環発展させるための国・自治体を通じる政策を「農村価値創生政策」として位置づけるとともに、その中核的役割を担う「農村価値創生交付金（仮称）」の創設及び日本型直接支払制度等の拡充を行うこと。
- 一 農村価値の創生に向け、農業・農村の担い手の育成・確保、農地継承等の一層の円滑化を図るとともに、中山間地域の維持発展への取組み、女性・若者や障がい者などが活躍する農村づくりを推進すること。

一 大規模営農者のみならず、小規模農家や高齢者農家なども含めた多様な形態の農業者が、それぞれの状況に応じて一層活動しやすい環境を広げていくため、Society5.0の推進を含めたスマート農業の新たな展開に係る支援を積極的に講じること。

また、田園回帰の潮流を踏まえ、「関係人口」の拡大を図り、農村地域の活性化や移住・定住の促進につなげるための政策を積極的に推進すること。

一 頻発化・激甚化する自然災害や温暖化等の気候変動等により、農業者が営農意欲を失うことのないよう、防災・減災対策の強化、環境に強い農業等を積極的に推進すること。

また、農村社会を脅かす深刻かつ恒常的な「災害」ともいえる鳥獣被害対策を抜本的に強化するとともに、深刻な事態の続く豚コレラ対策等の教訓を踏まえた危機管理対応を構築すること。

一 TPP11協定や日欧EPA、日米貿易協定に伴い懸念される影響をしっかりと見据え、各地域の実情を踏まえた支援策の充実を図り、農業・農村「セーフティネット」ともいえる万全な対策を講じること。

一 農業・農村政策の推進にあたって、国と自治体とのパートナーシップの構築は必須の取組みであり、「農政に関する国と自治体との協議の場」を設置するとともに、特に、農村政策については府省連携による総力を結集すること。

また、自治体農政を担う人材の育成と新たなネットワークづくりへの支援、地域の実態を踏まえた規制緩和の促進等に積極的に取り組むこと。

以上決議する。

令和元年 11 月 27 日

全国町村長大会

